（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

**第三十条**　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4　国際連合の軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくは国際連合の軍隊の財産についての地方税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の規定を準用する。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

**第三十一条**　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二」の下に「（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、「（同法」を「（地方税法」に改め、同条第四項中「百分の二」の下に「当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第五項中「地方税法第四十五条の二第一項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された同法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書

二　地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第八条第七項及び第九項中「百分の三」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加え、同条第十項中「地方税法第三百十七条の二第一項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された同法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書

二　地方税法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

**第三十二条**　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の四十七まで」を「第七十一条の二十一まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改め、同条第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号中「、第八号」を「から第九号まで」に改める。

第十二条第四項及び第十六条第一項中「第七十一条の四十七まで」を「第七十一条の二十一まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第三十三条**　附則第三十一条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項及び第四項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新外国居住者等所得相互免除法第八条第五項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新外国居住者等所得相互免除法第八条第七項及び第九項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新外国居住者等所得相互免除法第八条第十項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

**第三十四条**　附則第三十二条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　附則第三十二条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第八項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（通関業法の一部改正）

**第三十五条**　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「含む。）若しくは」を「含む。）」に、「（地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。）の規定に」を「の規定に」に改める。

（通関業法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十六条**　前条の規定による改正後の通関業法第六条（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

**第三十七条**　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第四項中「五分の二」の下に「（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、五分の一）」を加え、「（同法」を「（地方税法」に改め、同条第六項中「五分の二」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）」を、「百分の二」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第七項中「地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（に、「もの及びその時までに提出された同法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。